

平成26年第1回玉名市農業委員会総会議事録

平成26年1月7日（火）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	9番	荒木ひろ子
10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	13番	本田多美子
14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利
18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明	21番	田上 一
22番	小路 修三	23番	徳井 勝美	24番	田上 均	25番	杉本 征子
26番	小島 昌文	27番	植田 勇一	28番	植田 英男	29番	三川 了
30番	田上 輝行	31番	米野 旨雄	32番	松本 哲海	33番	生田三之利
34番	堀田 昌子	35番	谷川 文武	36番	岩永 幹生	37番	池本 信秋
38番	小田 募						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

8番 永田 達三

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 二階堂 正一郎
主査 渡邊 布由紀 主任 宮田 正文 主事 中川 雪路

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 1号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 2号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第 3号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 4号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第 5号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 6号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 7号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第 1 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 2 号 農地の形状変更届について
- 第 3 号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 本年もよろしくお願ひいたします。

それでは、定刻になりました。全員お揃いですので、開会したいと思います。

現在の出席委員は、38名のうち永田達三委員、1名の方から欠席の届けが出ております。37名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成26年第1回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、東会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。

○会長（東 令佐君） 皆様こんにちは。本日はお忙しい中に出席いただきまして、ありがとうございます。改めまして、明けましておめでとうでございます。

皆さん方は、新しい気持ちで新年を迎えられたことと思います。現在、農業問題は非常に厳しい状況にあります。農業委員会といたしましては、一致団結して頑張っていきたいと思っておりますので、皆さん方のご協力をよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、今回、玉名市議会より推薦を受け、新たに市長より選任されました横島の杉本征子さん、天水町の堀田昌子さん、2名の方が農業委員となりました。ご本人から挨拶をお願いいたします。杉本さん、どうぞ。

○25番（杉本征子君） 皆さん、こんにちは。今回、農業委員に選任を受けました杉本です。農業委員会業務に精一杯していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○34番（堀田昌子君） 天水町の堀田です。何もわかりませんので、ご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（東 令佐君） ありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

次に、一部議席の変更がありますので、これより玉名市農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、議長において指定いたします。議員の議席と氏名を事務局より朗読させていただきます。

○事務局長（永井正治君） 今回新たに2名の方が農業委員になられましたので、一部議席番号が変更になります。皆さんの手元に議員名簿を配付しておりますので、朗読は省略させていただき、これによって議席番号を確認していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（東 令佐君） ただいま朗読していただきましたとおり指定いたします。

それでは、早速であります。議事に入りたいと思っております。

本日の議案は、議第1号より議第7号までの84件と、報告第1号から報告第3

号までの26件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、池本委員と小田委員にお願いいたします。

-----○-----

2. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第1号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第1号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成26年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田393㎡を、労力不足と経営拡張による売買です。なお、下限面積要件を超えておりませんが、議第3号1番と関連があり、これを加えると下限面積要件を満たすこととなります。

2番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,070㎡を、労力不足と経営拡張による売買です。

3番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田466㎡を、耕作不便と経営拡張による売買です。これも同じく下限面積要件を超えておりませんが、議第2号1番と関連があり、これを加えると下限面積要件を満たすこととなります。

4番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑1,820㎡外14筆、計14,998㎡を子へ一括贈与するものです。

5番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑19,782㎡外1筆、計29,744㎡を子へ一括贈与するものです。

6番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑499㎡を、債務整理と経営拡張による売買です。

7番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,118㎡外3筆、計1,787㎡を、夫へ持分1/2の贈与をするものです。

8番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,098㎡を、労力不足と小作地取得による売買です。

以上8件、50,055㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしていると判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○5番（井上清晴君） 1番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡張といいますが、85歳という年もありまして、息子さんが農業を、兼業ではありますけどしていますので、それと、下限面積は第3号議案で満たされますので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） はい、2番。

○7番（永田知博君） 2番の案件についてご説明いたします。

譲渡人は高齢者でありますし、ひとり暮らしで農業に従事することができません。譲受人は後継者もおりますし、現在、農業を十分従事されますので、許可相当であると判断いたします。

○議長（東 令佐君） はい、次、3番。

○10番（坂本誠二君） 3番の案件について説明いたします。

譲渡人は耕作不便、譲受人は経営拡張です。現状では下限面積が満たされておりませんが、先般、先ほど事務局から議題第2号の案件の折、このことについては説きました。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） はい、4番。

○18番（荒木まつ子君） 4番の案件は、親子関係であり、お父さんの高齢化のために息子さんへの贈与です。何の問題もありません。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） はい、5番。

○30番（田上輝行君） ご覧のとおり子へ一括贈与ということですので、子どもさんも現在、2人で農業をしておられますので、何ら問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） はい、次、6番。

○37番（池本信秋君） 6番の案件について説明します。

譲渡人は債務処理で、譲受人は経営拡張であります。何ら問題はありません。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） はい、7番。

○38番（小田 募君） この案件については、青年就農資金申請のためのその持分贈与ですので、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） はい、8番。

○37番（池本信秋君） 8番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足で、譲受人は小作地取得であります。何ら問題はありません。

許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） はい、担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、2番、4番から8番までを原案どおり、1番については、議第3号1番、3番については、議第2号1番が許可されれば下限面積を満たしますので、議第3号1番、議第2号1番の許可と同時に許可することを決定することに、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第1号の2番、4番から8番までについては、許可することに決定いたしました。1番については、議第3号1番、3番については、議第2号1番が許可となれば同時に許可することに決定しました。

次に、議第2号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第2号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田2,536㎡を相手方の要望と経営拡張により、平成26年1月7日から5年間の契約をするものです。

2番、津留の申請人で、申請物件が寺田の畑832㎡外2筆、計6,668㎡を労力不足と経営拡張により、平成26年1月7日から10年間の契約をするものです。

以上、2件、9,204㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件を全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 1番の案件について説明いたします。

貸人は認定農業者であり、いわゆる地域の中核的農業従事者であります。下限面積もクリアしており、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） はい、次、2番。

○15番（丸山近信君） 貸人は労力不足、借人は経営拡張のためです。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第3条、農地の貸借権設定許可申請について、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第2号については、許可することに決定しました。

次に、議第3号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第3号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田981㎡外3筆、計3,893㎡を、労力不足と経営拡張により、平成26年1月10日から3年間契約をするものです。

2番、岱明町と大倉の申請人で、申請物件が岱明町の田4,743㎡外1筆、計5,907㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成26年1月7日から10年間契約をするものです。

3番、滑石と岱明町の申請人で、申請物件が滑石の田938㎡外1筆、計1,527㎡を、労力不足と経営拡張により、平成26年1月7日から5年間契約をするものです。

4番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田418㎡外1筆、計956㎡を、労力不足と経営拡張により、平成26年1月7日から5年間契約をするものです。

5番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田921㎡を、労力不足と経営拡張により、平成26年1月7日から5年間契約をするものです。

6番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑2,154㎡外7筆、計8,365㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成26年2月1日から25年間契約を

するものです。

以上6件、21,569㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○5番（井上清晴君） 1番の案件について説明いたします。

使用貸人は労力不足、使用借人は経営拡張ということで、下限面積も満たされていますので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○14番（森川正志君） 貸人は労力不足、借人は相手方の要望で、下限面積も満たされており許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、3、4、5は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） 貸人は労力不足、借人は経営拡張ということで、許可相当と判断いたします。

3番も貸人は労力不足と借人は経営拡張、5番も労力不足と経営拡張ということで、問題ないと思います。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次に6番。

○31番（米野旨雄君） 6番の案件について説明いたします。

農業者年金の再設定です。これ再設定ですので、許可相当と判断いたします

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

○7番（永田知博君） 1番の案件について質問いたしますけれども、これは第1号1番と関連があるということで、この今日で初めて5反を満たすわけですかね。かなり使用借人の方も高齢でありますし、後継者かなんかおられるわけですか。それとも5反弱で専業というわけではないと思いますので、そのへんをお聞かせください。

○5番（井上清晴君） 息子がいて勤め人で、勤めながら米は作るそうです。

○7番（永田知博君） ああ、息子さんが。わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第3号については許可することに決定しました。

次に、議第4号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第4号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成26年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が中尾の畑1,629㎡外1筆、計2,689㎡で、平成25年6月に宅地分譲地と転用許可は受けたが、転用許可後に隣接農地も併せて開発することとなり、事業面積2,689㎡から4,719㎡に事業計画変更を行なうものがございます。

以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○4番（西川英文君） 今回の案件につきまして説明いたします。

今、事務局から説明ありましたように、昨年度の6月にここで総会で許可を受けた1件ですが、この隣接の農地の方が買い上げを要望されたということで、面積が当初計画よりも大幅に増えたということになります。だから、詳しいことは次の第5条のほうで関連ですので申し上げますけども、そういった関係で事業計画の変更が出されておりますので、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案のとおり許可相当と意見決定する

ことに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第4号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第5号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(永井正治君) 議第5号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が立願寺の田441㎡で、転用目的が35.28kwの太陽光発電施設です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が松木の田212㎡外2筆、計822㎡で、転用目的が49.59kwの太陽光発電施設です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が寺田の畑437㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上3件、1,700㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準、全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行なっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(東 令佐君) 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。1番、2番続けてどうぞ。

○3番(清田順次君) 1番の案件についてご説明いたします。

申請地はですね、北陵高校の東側に位置しておりますが、市道が南側にあるというようなことで、この申請地の前に個人の住宅があるということです。個人の住宅の南側に太陽光発電施設で35.38kwということで設置するというございます。設置場所の東と西は住宅地になっております。南側が一段高くなっておりますため、水稻の流出も問題がないと。許可相当と判断いたしました。

2番の案件についてご説明いたします。

申請地は、松木の区画整備をされた一画で、西側に個人の住宅があるというようなことで、南と東側、北側は市道に囲まれているということでございます。そこに太陽光の発電施設を設置するというございます。

雨水は地下浸透、または南側の市道側に側溝がありますので、放流をするというふうなことで、何ら問題はなく許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） はい、次、3番。

○14番（森川正志君） 申請人はですね、名古屋になっておりますけれども、大体その寺田の実家の方なんです。一昨年、父親が亡くなられてまして、今、母親が1人で住んでおられますので、その自分の畑にですね、家を建てて母親をみらにゃいかんということで、個人住宅を造るよう申請がっております。何ら問題はなく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） はい、担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

○13番（本田多美子君） ちょっとしつこいようですが、太陽光発電施設のやはりもう全然問題ないということで検討されておりますが、やはり個人住宅がすぐそばにあるけん、私たちもこの前、現地を視察して、局長がひと言言われたんですよ。やはり工事する前には近隣の方、近所の方にひと言言うていただいて、そういう言葉がやっぱり、もう何にも私たちは太陽光のちゃんとしたなんですか、ルールがあればもう許可するしかないの、そういう民事的なことは何も言えないんですけど、近隣の方が光がどうのこうのと言われても、何にも対応することできないんですけど、許可するときちょっと、やはりひと言、隣近所の方に工事をする前に言うとか、そういうことを気持的に農業委員として現地をみて、許可を出す前にした方がいいかなとちょっと思いました。

以上です。

○事務局長（永井正治君） 私たちの事務局もですね、申請が上がった時点です、申請書を受領するときに、そういうことも今後は必要ではないかということで、事務局内で話はしておりますので、今後はそのことも進めていきたいと思えます。

○13番（本田多美子君） はい、よろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） はい、どうぞ。

○14番（森川正志君） 今の件ですけれども、太陽光が先か、その個人住宅というのが先にあったかということで、そういうことも関係すつとやなかですか。例えば、パネルを前に建てとって、そのあとに住宅が建ったという、そんなときはもう全然問題はなかつじゃなかですかね。

○事務局長（永井正治君） あとから建てようが先に建てようが、近隣とのトラブルというのがですね、やっぱり一番尾を引きますので、そういうことがないように私たちも指導はしていきたいし、逆にその太陽光があったあとにその転用で家を建てられるという場合は、当然もうその人はそういう状況下にあるということはわかって

建てられてるわけですから、そのへんはもう個人でご理解をしてもらうしかないのかなというふうに思いますし、ただ、さっき本田さんが言われたようにですね、私たちが今後その住宅地の中にそういう太陽光の施設を建てられる場合は、そういうトラブルがないように事業者には指導していきたいと考えております。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第5号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第6号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第6号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が中の畑1,067㎡で、転用目的が貸駐車場です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、賃貸借の物件で申請物件が岩崎の畑789㎡外3筆、計2,520㎡で、転用目的が老人福祉施設です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が立願寺の畑433㎡外1筆、計978㎡で、転用目的が4区画の宅地分譲地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、親子間での使用貸借で、申請物件が築地の畑291㎡外3筆、計1,881㎡で、転用目的が、99.84kwの太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連たんする区域内に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が山田の畑388㎡で、転用目的が12台分の駐車場です。農地区分は住宅の連たんする区域内に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

6番、議第4号1番との関連で、申請物件が中尾の田425㎡外6筆、計2,0

30㎡で、転用目的が宅地分譲地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、祖父と孫間での使用貸借で、申請物件が田崎の畑495㎡で、転用目的が駐車場です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

8番、申請物件が大倉の畑1,765㎡で、転用目的が99kwの太陽光発電施設です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9番、賃貸借の物件で、申請物件が大倉の畑863㎡外1筆、計2,467㎡で、転用目的が148.77kwの太陽光発電施設です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

10番、親子間での使用貸借で、申請物件が上小田の畑538㎡外1筆、計587㎡で、転用目的が、49.72kwの太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

11番、親子間での使用貸借で、申請物件が三ツ川の畑589㎡で、転用目的が19.8kwの太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

12番、申請物件が岱明町の田1,656㎡外1筆、計1,715㎡で、転用目的が98kwの太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連たんする区域内に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

13番、親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑292㎡で、転用目的が店舗です。農地区分は上下水道管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

14番、申請物件が岱明町の田749㎡外2筆、計3,084㎡で、転用目的が242.58kwの太陽光発電施設で、農地区分は、JR大野下駅より概ね500m以内の農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

15番、申請物件が岱明町の畑426㎡で、転用目的が28.8kwの太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連たんする区域内に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

16番、申請物件が横島町の雑種地、登記地目は畑になります。531㎡で、転用目的が貸資材置場です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請に係る土地の周辺地域において、居住するものの日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可可能であります。

17番、申請物件が天水町の畑564㎡で、転用目的が店舗です。農地区分は、住宅の連たんする区域内に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

18番、申請物件が天水町の宅地、登記地目は畑でございます。310㎡で、転用目的が農業用倉庫です。農地区分は、住宅の連たんする区域内に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

19番、親子間での使用貸借で、申請物件が天水町の畑538㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、玉名市天水支所より概ね300m以内にある農地で、第3種農地と判断しております。

以上19件、22,227㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用の許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同行の上、現地調査を行なっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は担当委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 1番の案件についてご説明いたします。

申請地はですね、ヤマダ電機が国道208号線の北奥に位置しております。そこに駐車場の17台分を造成するというふうな申請でございますが、申請地、南側に市道、ほかは住宅地というふうな状況でございます。現地は、市道より2mほど高台というふうなことです。雨水は進入路と進入路の上がりきったところに、2カ所に集積枳等を設けるということです。またパイプで道路側溝側に排水をするということです。許可相当と判断いたしております。

2番の案件についてご説明申し上げます。

当該地はですね、白鷺荘別館の南側に有料の老人ホームと介護施設を事業を行なうというふうなことで、賃借をするというふうなことでございます。2階建ての1棟で、収容人員が33名ほどということです。建設予定地が約800㎡、延べ床面積が1,250㎡というふうなことで、排水はですね、東北側に市道がありますの

で、その排水溝、下水道が通っておりますので、雨水は側溝がありますので、側溝に流す。特に高台でございますので、高低差が生じるというふうなことで、外には擁壁を計画をしておられるというようなことで別に問題は何らないかと思っておりますので、許可相当と判断いたします。

3番ですが、これは昨年の3月にですね、提出された15区画の立願寺の隣接地で、4区画の宅地分譲をすると。南側に隣接地には農地がなく、何ら問題なく許可相当と判断いたしております。

以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、4、5、6番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） まず、4番の案件から説明いたします。

これは貸人と借人は親子の関係です。現在、農業をしていらっしゃいません。今度のその案件は、耕作をしていない農地を転用して太陽光をつくるということだそうです。現地見に行きましたけども、周辺に影響があるようなことでもないし、許可相当と判断いたしました。

それから5番の案件です。これは老人介護支援センターといいますか、そういうふうなところの職員さんの駐車場を足らないということで、隣接の農地を買い受けて転用して駐車場にするものです。採石を敷いて自然浸透で、あとは特段何の施設もつくるわけではございませんので、許可相当と判断いたしました。

それから6番の案件ですが、これは先ほど議第4号の中で、関連で説明しますということで申し上げましたけども、これは昨年の6月に一応許可を受けた案件の隣を、先ほど申しましたように隣接の4戸の農家はその土地を買ってくれということで要請があったと。規模拡大にして10戸の宅地分譲から16戸へ変更ということだそうです。これは大規模開発といいますと3,000㎡を超えますので、県の許可が必要になってきますので、県のほうの審査と併せて許可がされると思っておりますけども、内容につきましては、非常に口で申すのはむずかしゅうございますので、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） はい、次、7番、どうぞ。

○13番（本田多美子君） この申請人は運送業を営んでおられて、運送事業用として駐車場用地プラス12台分と、それからプレハブ事務所を建てられる予定です。防除計画としては、180cm盛土されてU型のブロックで囲まれるそうです。周辺農地への被害発生はないと考え、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、8番と9番も委員さんが同じでございますので、続

けてどうぞ。

○14番（森川正志君） これもですね、太陽光発電、売電の目的です。この隣接にはですね、民家もなく、東斜面になっておりますので、緩やかな東斜面ですので、太陽光をするには絶好の場所だと思いますので、許可相当と判断いたします。

それから、この9番も本当に同じ地形なんですよ。ここは少し面積が広くて、783枚の148.7kw、何ら問題ないと思いますので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、10番。

○16番（田辺信之君） 10番の案件について説明します。

使用貸人と借人は親子関係です。使用借人は申請地にですね、太陽光発電パネルを設置し、売電する計画です。規模はパネル168枚で47.9kwを計画しています。申請地は、東側が倉庫兼事務所、南から西にかけて市道が走っております。北側は雑木林です。土砂の流出も考えられませんし、雨水は市道と自然浸透を計画しています。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） はい、次、11番。

○17番（鍛本勝利君） この案件について説明します。

同居中の母親名義の土地に息子さんが太陽光パネルを120枚、90.8kwを設置し、農地の有効活用を図りたいとのこと。雨水は自然排水、隣接地は自分の土地であり、許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） はい、次、12番。

○21番（田上 一君） 12番の案件について説明します。

譲受人は自営業ですが今回収入の増加を図るために太陽光発電施設を建設されます。申請地は日当たりが良い場所で周辺の農地に被害が出るような所ではなく、計画内容も妥当であると思われましたので許可相当と判断しました。

以上です。

○議長（東 令佐君） 次、13番、どうぞ。

○20番（福田友明君） 13番の案件について説明いたします。

借人と貸人は親子関係であり、借人の娘さんのところが犬のブリーダーであり、現在自宅においてペットの販売及びトリミングを営まれておりますけれども、法改正により対面販売が義務づけられましたので、それに伴って自宅の隣地である父の所有の土地を借りて、39.7㎡の店舗建設をすることになったわけであります。

申請地は、玉名工業高校から約400m、東のほうに山陽第2自動車学校があり、環境としては便利な場所でもありますが、市街地化が著しい地域であり、第3種農地となっております。給排水計画ですが、給水は玉名市の上水道を利用し、生活雑

排水は、汚水を市の下水道のほうに利用するということでもあります。雨水は雨水枡を設置し、市道の側溝に流す計画であります。被害防除計画としましては、コンクリートのブロックで周囲を囲んで、被害はないものと考え、この件につきましては、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、14番。

○21番（田上 一君） 14番の案件を説明します。

譲渡人は地元の人と福岡の人であり、譲受人は熊本市の方で太陽光発電事業を行っている法人で前回は申請地周辺に太陽光発電施設を作られています。今回所有者の意向もあり事業の拡張をするということです。問題もなく、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） はい、15番、どうぞ。

○22番（小路修三君） これも親子関係でありまして、ここは今、自分の自宅の裏にあたるところでございまして、東と北側はもう畑、自分の畑を持ってあって、西側にちょっと宅地が2軒あるだけであって、家の裏であって、道路はその家を通らんちやいかるるところでございまして、何ら側に迷惑かけるようなところではありませんので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） はい、どうぞ。次、16番は、始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局次長（二階堂正一郎君） — 16番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

○26番（小島昌文君） 16番の件について説明します。

譲渡人は東京に住んでおられ、譲受人は建設業をしております。申請地は、南側は道路で北側は保育所があります。雨水は自然浸透で、土砂が流れないように資材置場として使用しますので、何も問題ないと思います。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、17番。

○32番（松本哲海君） 17番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係で、同居されております。申請地は現在野菜畑です。譲受人は、長年の調理師経験を生かし、申請地に飲食店を開業予定です。給排水計画として、給水は既存のままで、排水は水道に接続して行なう。被害防除計画として、給水地は道路と同程度の高さであり、造成工事は不要であり、また、南側は既存のブロックで囲まれている。状況からして付近の農業への影響はない。近接農地への日照、通風、耕作等への影響は、可能な限りおさえられるように配慮する。

以上のことから、何ら問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、18番も始末書が添付されておりますので、朗読をお願いいたします。

○事務局次長（二階堂正一郎君） — 18番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

○33番（生田三之利君） 18番の案件についてご説明いたします。

今、始末書を読み上げていただきましたけども、25年前ということ、もう立派な倉庫ができ上がっております。どうしようもなくですね、現場は住宅地と一体化されておまして、平地であります。何ら問題ないというふうに思います。農地とわかったということで、名義を変更しようとしたらびっくりしたということです。慌てて申請をされております。現地調査の結果、何ら問題はないというふうに思います。許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（東 令佐君） 次、19番。

○35番（谷川文武君） 貸す人と借りる人は親子でありまして、この場所は現在畑でありますけども、隣接の農地とはきれいに石垣で境ができておまして、第3種農地です。また、小学校とか近所に住宅がありまして、排水とか等も道路が南側に面してまして、排水もそこに流すということで、近隣の住宅もそのような方法をとっておられます。何らこの件に関しましては問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案のとおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第6号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第7号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第7号、農地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成26年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について、次のとおり意見決定するものとする。平成26年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められておりま

す。17ページから21ページまでの45件の集積です。所有権移転が4件の6,558㎡、利用権設定が41件の167,996㎡で、合計45件の174,554㎡の集積でございます。参考資料として農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画調査書を配布しておりますとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

ご意見、質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第7号については、原案のとおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

3. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第1号から報告第3号を一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） はい、22ページをお願いします。報告第1号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成26年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は24件の解約の通知を受理しております。

続きまして、29ページをお願いします。報告第2号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成26年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、1件の届けを受理しております。50cm程度盛土して野菜畑として利用されるものです。

次に、報告第3号、許可不要転用届について。下記のとおり、許可不要転用届を受理したので報告します。平成26年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、運用中の携帯電話用無線基地局の電源箱の追加設置1件の届けを受理しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） 質問もないようですので、本日予定していました議案審議、報告を終わります。

-----○-----

4. その他

○議長（東 令佐君） その他に移ります。

その他について何かございませんか。はい、どうぞ。

○35番（谷川文武君） 太陽光発電のための土地の貸借が出てましたけども、貸す人と借りる人は他人であって、その場合、大体どのくらいのその契約期間とか、反当たりのその金銭等が出とるのか。太陽光ていうとやっぱりなんでだか機械設備は持つもんで、トラブルがないような契約を結んであるのか、そのへんの大体のとこ教えてもらえないですか。

○事務局次長（二階堂正一郎君） 契約期間はですね、今のところ太陽光の売電の契約と大体同年ですね、ですので20年でされております。それから先はまた単価でされるかもしれませんが。賃借料に関してはですね、うちのほうでは、すみません、バラバラですので把握はできていません。

○議長（東 令佐君） よろしいですか。ほかにごございませんか。

-----○-----

5. 閉 会

○議長（東 令佐君） ないようですので、慎重なる審議誠にありがとうございました。これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時25分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成26年1月7日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 池本 信秋

農 業 委 員 小田 募